



令和4年第12回総会

会議録

期 日 令和4年12月27日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和4年第12回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和4年12月27日（火）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	5 2	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	5 3	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	5 4	農地法第3条許可申請について
5	5 5	農地法第5条許可申請について
6	5 6	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
12月27日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	俵積田広昭	農業委員
	9番	園田和寛	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博
主幹兼農地係長 加治屋昭男
農地係参事補 前原光博

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和 4 年第 12 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 13 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。9 番園田委員、10 番畑野委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 5 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1~6 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 1 7 2 号から 2 3 4 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇さん外 43 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 62 名です。

解約面積は田が 1 筆で 514 m²畑が 156 筆で 312,070 m²合計 157 筆で 312,584 m²です。

以上農地法第 18 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 1 7 2 号から 2 3 4 号までの 63 件については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 5 2 号は、同意することに決定いたしました。

ここで、農業委員会等に関する法律 31 条の規定により、園田委員の退席をお願いいたします。

(園田委員除斥)

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載のうち整理番号大塚地区第55号についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第53号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。7ページをご覧ください。

最初に、名簿登録番号大塚地区55号、〇〇〇〇さんは経営形態花き・花木で経営面積は462aです。農業労働力は4名です。

この方は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。一旦説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載のうち整理番号大塚地区第55号については、説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、整理番号大塚地区第55号は、承認することに決定いたしました。

(園田委員着席)

引き続き、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載のうち整理番号牧園地区第3号から桜木町第3号についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 名簿登録番号牧園地区3号、〇〇〇〇さんは経営形態いも類で経営面積は30aです。農業労働力は1名です。

この方は、担い手育成総合支援協議会の青年等就農計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。

次に、名簿登録番号板敷地区16号、〇〇〇〇さんは経営形態露地野菜(ねぎ)で経営面積は200aです。農業労働力は3名です。

最後に、桜木町地区3号、〇〇〇〇さんは経営形態雑穀・いも類・豆類及び露地野菜の複合経営で経営面積は131aです。農業労働力は1名です。

以上の2名は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

10番(畑野委員)2番目の、3号の方の、〇〇さんですけども、面積が30aで小さいですけども、下限面積の制限等はないんですかね。

事務局 下限面積，新たに農地を取得する場合に，3,000 m²っていうくくりがあるんですけど，この方今現在3,000 m²の耕作をしているということで，下限面積についてはなんら触れることはないと思っております。

事務局 5年後の面積の目標値が365 a，というのが計画書には出ております。

議長 ほかにありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載のうち整理番号牧園地区第3号から桜木町第3号については，説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって，議案第53号は，承認することに決定いたしました。

次に，日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず，議案内容について，事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は3件で所有権の移転に関する申請です。

[整理番号16号]

整理番号16号の申請地は，茅野町〇〇番，畑，802 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，養豚業，69歳，茅野町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，会社員兼農業，48歳，茅野町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号16号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号16号の申請地については10・11ページに掲載してあります。

申請地は，県道打木谷・白沢津線沿い茅野共同茶工場より，東側約〇〇mに位置します。

[整理番号17号]

整理番号17号の申請地は，板敷西町〇〇番，畑，306 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，船員，44歳，板敷本町にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，会社員兼農業，60歳，豊留町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号17号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号17号の申請地については13ページに掲載してあります。

申請地は，板敷西町，板敷集落墓地より北東側約〇〇mに位置します。

[整理番号18号]

整理番号18号の申請地は，板敷本町〇〇番，畑，382 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、73歳、名古屋市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、89歳、板敷本町にお住まいです。

整理番号18号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号18号の申請地については15・16ページに掲載してあります。

申請地は、さつま板敷駅より、北側約〇〇mに位置します。

整理番号16から18号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号16号について、眞茅委員をお願いします。

7番（眞茅委員）整理番号16号について報告いたします。

12月13日に譲受人の〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。位置としましては、事務局説明のとおりで、現在、茶が栽培されておりますが、畑が狭く、形が悪いため今後、伐根して家庭菜園として活用するとのことでした。

現況としましては、北、東、西側は茶畑です。南側は農道を挟み茶畑です。

譲受人が2010年ごろより耕作をしており、本件取得後も、耕作を続けるとの事でしたので、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思えます。

以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号17号について、俵積田広昭委員をお願いします。

8番（俵積田広昭委員）整理番号17号について報告いたします。

12月9日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は豊留町に居住する兼業農家です。

甘しょ作と共同で菜園を耕作しております。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の板敷西町〇〇番は、小集団の農地で、西側は市道、北側、東側、南側は甘しょ掘取り後の農地で、現在、甘しょ掘取り後の畑です。

取得後は、これまで同様、周囲と一体となった営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号18号について、俵積田正康委員をお願いします。

12番（俵積田正康委員）整理番号18号について報告いたします。

12月10日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は板敷集落に居住するソラ豆・実エンドウを栽培し、夫婦で農業に従事しております。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の北側は太陽光パネル，東側は市道，西側は宅地，南側は譲受人の住宅で，現在，保全管理された畑です。

譲受人の自宅の隣でもあることから，取得後は，菜園畑として利用する計画で，本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ，問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請の整理番号16号から18号については，許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって，議案第54号は，申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に，日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず，議案内容について，事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件で，所有権の移転に関する申請が4件です。

[整理番号33号]

整理番号33号の申請地は塩屋北町〇〇番，畑，85㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は駐車場です。

申請事由は，「隣接する住居の車置場が狭く，申請地を来客用の駐車場として取得したい。」とのこと

です。計画内容は普通自動車3台分駐車場の設置です。

整理番号33号の申請地は，19ページに掲載してあります。

塩屋公民館から北西側〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は第一種中高層住居専用地域の指定がされており，都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断され，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま

計画面積は 85 m²で問題のないものと思われます。

駐車場への転用にあたり、15cmの盛土をおこない、道路と同じ高さにします。

周囲には既存ブロック積を施します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号 3 4 号]

整理番号 3 4 号の申請地は塩屋南町〇〇番〇，畑，141 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は家庭菜園，物置です。

申請事由は、「自宅に隣接する申請地を取得して、物置及び家庭菜園として利用したい。」とのことです。

計画内容は家庭菜園，農機具等の物置の設置です。

整理番号 3 4 号の申請地は、21 ページに掲載してあります。

塩屋南町，立秋水産鯉節工場より北東約〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途指定地域から 500m以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し、第 2 種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずみやむを得ず申請地を資材置場，家庭菜園，物置の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

計画面積は 141 m²で問題のないものと思われます。

家庭菜園，物置への転用にあたり、現況のまま整地をおこないますが、境界には、ブロック積が施してあります。

東側自宅からの出入は、ブロック壁に階段を設置し、おこなうとのことです。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号 3 5 号]

整理番号 3 5 号の申請地は明和町〇〇番，畑，1,156 m²です。

譲受人は〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は事務所です。

申請事由は、「申請地に事務所を建築し、併せて駐車場を設置し、営業所として利用したい。」とのことです。

計画内容は事務所 1 棟の建築，普通自動車 20 台分の駐車場の設置です。

申請地は 23 ページに掲載してあります。

コンビニ店・ローソン明和町店から南西側〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は第一種中高層住居専用地域の指定がされており、都市計画用途指定地域内農地であり第 3 種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 1,156 m²で問題のないものと思われます。

事務所への転用にあたり、現況は東側市道より 1.5mほど高いため、建物及び駐車場部分は 40cmの切土をおこない、市道より 1mほど高くなります。車の出入は東側市道よりおこなうため、通路部分は 1.5mの切土をおこない、道路と同じ高さにします。

西側及び南側農地境界は、1mのブロック積みをおこないます。

建物は高さ 4.5mの平屋であり、農地境界から 2.0m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号 36号]

整理番号 36号の申請地は栄本町〇〇番，田，83 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいであり、申請地を父親から譲受け、隣接する自己の土地と一体で、住居を建てたい。」とのこと。

申請地は 25・26 ページに掲載してあります。

県道枕崎・知覧線沿いクリーニング店ホームクリーンから南側約〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は申請面積 83 m²と一体利用する栄本町〇〇番〇，281 m²の合計 364 m²で問題ないものと思われま

す。一般住宅転用にあたり、50 cmの盛土をして、一体利用の土地と同じ高さにします。

境界には、擁壁があり、申請地にはブロック積みをおこないます。

建物は高さ 5.9mの平屋であり、周囲土地から 2.0m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号 33号，34号について、今給黎委員をお願いします。

5番（今給黎委員）先ず、整理番号 33号について報告いたします。

12月16日に白澤農業委員，桑原推進委員，事務局の前原さんと現地確認を行いました。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は駐車場です。

33号の申請地は、説明にありましたとおり、塩屋北町に位置する第3種農地で、家庭菜園として作付けされています。

申請地の北側と西側は、市道、南側と東側は、申請人の自宅、車庫となっています。

雨水排水は、西側側溝に放流する計画です。

現在、所有者の親戚にあたる第三者が以前から家庭菜園として利用されており、承諾を得るなど今後、問題が生じないように指導しました。

その後、耕作者から、承諾は得られているとのことでした。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。続いて、整理番号34号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は家庭菜園、物置です。

34号の申請地は、説明にありましたとおり、塩屋南町に位置する第2種農地で保全管理された農地です。

申請地は、北側は自家消費用の果樹園、南側は住宅、東側は自宅が隣接しており、西側は市道です。

雨水は、地下浸透させますが、これまでも、周辺に被害を及ぼしたこともないため、問題のないものと思われま

す。なお、西側の市道との境界が雨水で浸食されているので、市と協議して、ブロック積み等での対策を指導しました。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告をおわります。

議長 次に、整理番号35号、36号について、白澤委員お願いします。

6番（白澤委員）まず整理番号35号について報告いたします。

12月16日に今給黎農業委員、桑原推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

立会人は申請者代理である〇〇行政書士さんです。

35号の申請地は、説明にありましたとおり明和町の農地です。

転用目的は事務所と駐車場です。

申請地西側は茶畑、南側は宅地及び畑、北側は茶工場、東側は市道です。

車の出入は東側市道よりおこなうため、道路と同じ高さにします。

現況は市道より1.5mほど高いため、切土をおこない、市道より1mほど高くなります。西側及び南側農地境界は、ブロック積みをおこない、周辺土地へ土砂雨水の流出を防止します。

建物は平屋であり、農地境界から控えて建築し、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、東側側溝へ放流します。

生活排水は合併浄化槽で処理後東側・側溝に排水します。

なお、東側からの車の出入について、市道に歩道があるため、市建設課と協議するよう指導したところです。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。整理番号36号について報告いたします。

立会人は申請者代理である〇〇行政書士さんです。

転用目的は一般住宅です。

36号の申請地は、説明にありましたとおり、栄本町に位置する農地で、現在、整地され、保全管理されています。

申請地の北側及び東側は一体利用の宅地、南側は宅地、西側は市道です。

盛土をして、一体利用の土地と同じ高さにします。

境界には、擁壁があり、申請地にはブロック積みをおこない、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止します。

建物は平屋であり、周囲土地から控えて建築し、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、西側側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水も西側の市道に埋設されている下水道管へ排水する計画です。

なお、南側境界に、水路敷地があり、現況は、埋め戻されて残っていないため、境界確認とその敷地は維持するよう指導したところです。

住宅地域であるため、隣地の所有者へ住宅建築の周知をおこなうよう助言したところです。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号33号から36号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第56号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

まず、1 の利用権設定関係ですが、27～34 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号169号から238-4号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外66名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外88名で設定面積は、畑が226筆で388,654㎡樹園地が91筆で178,637㎡合計317筆で567,291㎡です。

次に3の所有権移転関係が3件です。35ページをご覧ください。

まず、整理番号9号、譲渡人は鹿児島市にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は岩崎町にお住いの〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、売買価格は1a当たり10万円で移転する土地は1筆で面積は500㎡です。

次に、整理番号10号、譲渡人は茅野町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は茅野町にお住いの〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う交換による所有権移転で、移転する土地は2筆で面積は合計1,535㎡です。

最後に、整理番号11号、譲渡人は別府西町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は茅野町にお住いの〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、売買価格は1a当たり5万円で移転する土地は2筆で面積は合計2,761㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号169号から238号の4まで、並びに所有権移転の整理番号9号から11号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第56号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 40 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 園田 和寛

会議録署名委員 畑野 真人
